

## 懲戒処分書

主たる事務所 福岡市西区愛宕二丁目12-10-102号  
名 称 土地家屋調査士法人いろは

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

戒告に処する。

理 由

### 第1 事案の概要

本件は、土地家屋調査士法人いろは（以下「被処分法人」という。）の補助者である [ ]（以下「本件補助者」という。）が、被処分法人が依頼を受けた分筆登記の代理申請業務の処理のために、[ ]に提出した令和3年1月21日付け戸籍証明交付請求書に添付した被処分法人の履歴事項全部証明書の発行年月日を変造した疑いがあるとして、福岡法務局において非違事件とした立件した事案である。

### 第2 認定事実

以下の事実が、福岡県土地家屋調査士会の調査結果報告書及び福岡法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分法人は、令和元年12月24日に設立され、福岡県土地家屋調査士会に法人番号29-0013をもって登録を受け、福岡市西区愛宕二丁目12-10-102号において土地家屋調査士の業務を行っている法人であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 土地家屋調査士小野和弘（以下「本件調査士」という。）は、平成24年11月27日、土地家屋調査士となる資格を取得し、平成25年1月21日付け登録番号福岡第2218号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日、福岡県土地家屋調査士会に入会し、被処分法人の社員として土地家屋調査士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 3 被処分法人は、[ ]の登記名義人（以下「本件被相続人」という。）の相続人である [ ] から分筆登記（以

下「本件登記」という。)の代理申請の依頼を受けた。

- 4 本件調査士は、本件登記の添付情報となる戸籍謄本を取得するため、本件補助者に対し、本件被相続人の戸籍謄本を取得するよう指示した。
- 5 本件補助者は、令和3年1月21日、戸籍証明交付請求書の作成に当たり、令和2年2月4日付けの被処分法人の履歴事項全部証明書(以下「本件証明書」という。)を提供することとした。

その際、本件補助者は、同日時点において、本件証明書が作成日から3か月以上経過していたことから、その内容を変造しようとして、本件証明書を電子複写機で複写したものにつき、発行月の「2月」の前に「1」を追記し、これを更に電子複写機で複写する方法により、発行年月日が「令和2年12月4日」の外観を有する被処分法人の履歴事項全部証明書(以下「本件変造証明書」という。)を作成した。

- 6 本件補助者は、令和3年1月21日、に対し、同日付け戸籍証明交付請求書に委任状及び本件変造証明書(以下、これらの書面を「本件請求書等」という。)を添付し、郵送により本件被相続人の戸籍謄本の交付を請求(以下「本件請求」という。)した。
- 7 本件調査士は、本件請求前に本件請求書等を適切に確認することを怠り、本件変造証明書を使用して、本件被相続人の戸籍謄本を取得した。

### 第3 処分の量定

- 1 上記第2の3から7までのとおり、本件調査士は、被処分法人が受任した業務において、本件補助者が作成した本件請求書等を本件請求前に確認せず、有印公文書変造・同行使(刑法(明治40年法律第45号)第155条第2項及び第158条第1項)の結果を惹起したところ、このような被処分法人の行為は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第2条(職責)、同法第24条(会則の遵守義務)、同法第41条(調査士に関する規定等の準用)、福岡県土地家屋調査士会会則第87条(品位保持等)、同会則第88条(会則等の遵守義務)、同会則第103条(補助者の使用責任)に違反する。
- 2 上記1の違反行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方(処分基準等)別表番号16「補助者の監督責任」に該当し、懲戒処分の量定としては、「戒告又は1年以内の業務の停止」が相当であるとされている。

- 3 被処分法人は、補助者に対する適切な指導及び監督を行わず、本件補助者をして漫然と有印公文書変造・同行使に該当する行為をさせたものであり、その行為は悪質である。このような行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされる土地家屋調査士法人の自覚を著しく欠くとともに、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人制度に対する国民の信頼を著しく損なうものというべきである。
- 4 他方、被処分法人は福岡県土地家屋調査士会の注意勧告を受けていること、補助者が作成する文書は土地家屋調査士が必ず確認することとするなどの業務改善をしていることといった事情も認められる。
- 5 よって、これら一切の事情を考慮し、土地家屋調査士法第43条第1項第1号の規定により被処分法人を主文のとおり処分する。

令和5年9月4日

法務大臣 齋藤

健

